

申告が 必要です！

平成 19 年に所得が減って 所得税が課され なくなった場合

所得変動に伴う住民税の還付を受ける
ためには申告が必要となります。

平成 18 年に所得税が課税されていた人が、退職等の理由により、平成 19 年には所得税が課税されなかった場合、税源移譲により平成 19 年度分の住民税が増額となった分を所得税で減額できなくなります。このような人に対して、申告により既に納付済の平成 19 年度分の住民税額から、税源移譲により増額となった住民税相当額を還付します。

平成 19 年度分住民税を課税した平成 19 年 1 月 1 日現在に居住する市区町村へ減額申告書を提出してください。他の市区町村へ転居した場合は申告先を間違えないよう注意してください。

申告期限

平成 20 年
7 月 1 日～31 日
まで

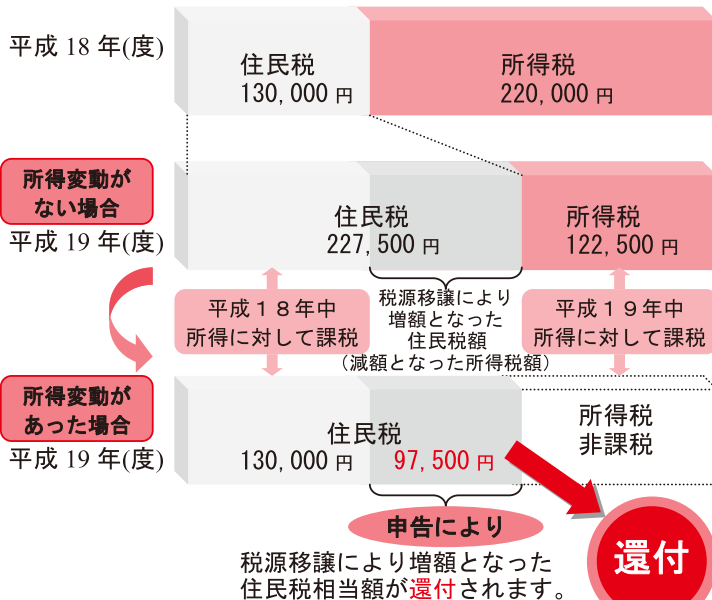
申告先

平成 19 年 1 月 1 日現在
に居住する市区町村

所得変動のモデルケース

●夫婦 給与収入 500 万円の場合●

(一定の社会保険料を控除されるものとして計算しています。)



Q. 「具体的にどのような場合に、 住民税が還付されるの？」

平成 19 年分所得が大きく下がり、平成 19 年分の所得税がかからず、次の①および②を同時に満たす場合です。

① 「平成 19 年度 住民税の課税所得金額 (申告分離課税分を除く)」が「所得税との人的控除額の差の合計額」より 大きい → 18 年分所得税が課税

② 「平成 20 年度 住民税の課税所得金額 (申告分離課税分を含む)」が「所得税との人的控除額の差の合計額」以下 → 19 年分所得税が非課税

したがって、寄付金控除などの人的控除以外の控除額が増加したり、住宅ローン控除などによって所得税が課税されなくなった場合や、平成 19 年中に亡くなった人は、この住民税の還付の対象とはなりません。

◆住民税の地震保険料控除が創設されました！◆

近年多発している地震災害を受け、「地震災害に対する国民の自助努力による個人資産の保全を促進し、地域災害時における将来的な国民負担の軽減を図る」目的で、損害保険料控除が改組され、地震保険料控除が創設されました。

●損害保険料控除

平成 19 年課税分まで

◆対象：住宅や家財などの生活用資産の損害保険料や身体の傷害に関する損害保険料

控除内容	控除限度額
長期損害保険 (保険期間が 10 年以上かつ、満期返戻金のある契約)	10,000 円
短期損害保険 (長期損害保険に該当する以外の契約)	2,000 円
長期損害保険と短期損害保険がある場合：長期損害+短期損害の合計	10,000 円

●地震保険料控除

平成 20 年課税分から

◆対象：住宅や家財などの生活用資産の地震保険料

控除内容	控除限度額
地震保険料契約に関する保険料の 1/2	25,000 円
【経過措置】平成 18 年 12 月 31 日までに締結した長期損害保険契約については、従前の損害保険料控除が適用されます。	10,000 円
地震保険と長期損害保険がある場合：地震保険+長期損害の合計	25,000 円

■ 問合せ 税務課 市民税係 ☎(内線 298、256)